

韓国における外国学歴・資格評価システム

一橋大学国際教育センター教授 太田 浩

OTA Hiroshi

キーワード： FCE、質保証、韓国

はじめに

外国学歴・資格評価（Foreign Credential Evaluation：以下、FCEとする）¹は、外国で発行された成績証明書、学位・卒業証明書、及び各種資格証明書等について、その所持者を受入れようとする国の大学や機関において、当該国の教育制度や資格制度の下では、どの段階（接続性）や評定（学業成績）に見なされるか、あるいは、どの資格と同等であるか（同等性）を評価することである。その評価においては、各種証明書の真贋についても検証する。FCEを専門的に行っている機関は、世界各国の教育システムのデータベースを構築しており、そこに世界中の大学の成績証明書や卒業証明書・証書等のサンプルを含め多数の関連資料や書類を保存し、日々更新している。ヨーロッパでは政府系のFCE専門機関（ナショナル・センター）、北アメリカでは民間のFCE専門機関（非営利団体）が外国から各種証明書を受取る高等教育機関、あるいは外国の高等教育機関に証明書を提出する個人（志願者）を支援している。本稿では、韓国におけるFCEの取組について、その経緯と最新の動向を踏まえて論考したい。

1. FCE 開発の背景

韓国は、2004年に開始された Study Korea Project により、国策として留学生受け入れを推進している。当初の目標であった2010年までに5万人の留学生受け入れは、2年前倒しで2008年に達成し、新たに2012年までに留学生数10万人を目標とした。留学生数は順調に増えていたが、2011年以後伸び悩み、2012年は減少に転じ、同年の留学生数は86,878人に留まった。ここ数年、留学生数の停滞はあるものの、全体としては、短期間で量的に拡大したため、受け入れた留学生の質の問題が指摘されている。

韓国では日本と同様に少子化のため18歳人口が減少しており、定員割れとなった地方の小規模私立大学では、学生確保を目的とした過度の留学生受け入れが起きている。そもそも、韓国では政府が指導監督している大学の学生（収容）定員の枠外で留学生を受け入れることが可能なため、定員割れと無縁な上位私立大学を含め、留学生を受け入れれば受け入れるほど、大学の収入が上がるという構造になっており（定員確保を超えてビジネスとしての留学生受け入れが可能とも言える）、それが留学生の質の問題を悪化させている。私立大学が全大学の8割を超えることもあいまって、勢い語学力や学力のともなわない留学生、あるいは学歴の面で入学資格の疑わしい留学生でも受け入れてしまう傾向があることも指摘されている（太田 2010）。しかも、そ

¹ ヨーロッパでは Foreign Credential Recognition（外国学歴・資格認証）と呼ばれることが多い。

のような留学生の入学審査が緩い大学では、入学後の在籍管理が徹底されていないことが多く、就労目的の留学生が中途退学、あるいは失踪するなど、不法滞在の温床となっていることが社会問題となっている。全学生数に対する留学生数の割合が8割を超えるような大学も出てくるなか、2006年には留学生として入国・在留した者から不法滞在者となった率が11%に達したため、抜本的な留学生の在籍・在留管理対策が必要となった。しかるに、韓国政府は2008年、次の3つの対策を行った。①教育科学技術部（以下、教科部とする）²が「外国人留学生および語学研修生標準業務処理要領」を施行し、留学生志願者の財政能力や就学能力審査（語学能力を含む）のための基準を明示することにより、大学における留学生入学審査の強化を求めた。②在留関係を含めた留学生情報の一元化と標準化を図るために、教科部、法務部（出入国・外国人政策本部）、高等教育機関の3者を結ぶ「留学生情報システム」の構築に着手した。③大学財政支援事業など教科部の高等教育施策における評価の際に、外国人留学生の在籍管理に関する指標を設け、その評価結果を事業の運営に反映させるようにした（在外同胞教育課 2008）。

上記のような留学生の質的向上と管理に向けた政策的動向に合わせてるように、韓国大学教育協議会（以下、KCUEとする）³が2007年から「学歴検証代行サービス」を開始した。これが韓国における最初の組織的なFCEサービスの提供といえる。これによって、韓国の大学は、①出願した外国人（留学生志願者）の卒業証書や成績証明書等学歴に関する証明書の真偽を確認したい、②そのような証明書を発行した外国の教育機関が正当な設置認可や認証評価を受けている教育機関かどうかを確認したい、③あるいは韓国の教育制度に照らし合わせた場合の同等性と継続性（大学受験資格の有無を含む）を確認したい場合、KCUEを通して検証することが可能となった。また、KCUEは、この学歴検証代行サービスの一環として④韓国の大学で学位を取得した留学生が母国や第3国で進学あるいは就職する際、当該国の教育機関や企業等雇用者からの学歴照会に関する問い合わせにも、対応を始めた。さらに、⑤留学した韓国人が韓国の企業や大学に就職する際に、外国で取得した学位や資格など学歴に関する事項、およびそれらを授与した高等教育機関の認可や認証に関する事項についても、KCUEは本検証代行サービスのもとで対応することとした。そして、大学、企業、公共機関など学歴、学位に関する書類を受け取った組織をこのサービスの申請者とした（大学や企業への志願者や求職者など、個人からの申請は対象としなかった）。

韓国人が外国で取得した学位の検証については、当時、韓国で学歴詐称が大きな社会問題となったことが影響している。2007年から2008年にかけて、大学教員、芸能人、文化人、マスコミ関係者などで学歴を詐称していた者が、次々と摘発された⁴。各大学や企業でも雇用している教員や社員の学歴・学位に関する調査を始めたが、独

² 当時の名称。現在は「教育部」に改称されている。

³ 韓国大学教育協議会は韓国の4年制大学のほとんど（国公私立を含む）が会員となっている非営利団体（大学協会）。韓国における大学教育の改善、および大学の自治、改革、および説明責任の向上を図るために会員大学の代表として政府の高等教育政策に関与・提言することなどを目的としている。英語名称は、Korean Council for University Education。

⁴ 2007年3月、名門大出身と偽っていた塾講師23人が警察当局に摘発されたことを皮切りに、2008年2月までに215人が摘発され、そのうち6人は逮捕された。摘発された者には、大学、各種学校、語学学校の教員、医者、建築家、軍人などが含まれ、学位、学歴、語学資格などを詐称していた（AFP 2008）。

自調査を行うにはコスト面、能力面で限界があり、外部の専門的な機関に委託したいという需要の高まりに合わせて、政府系機関や民間企業でもFCEに参入するところが現れた。

以上のことから、韓国におけるFCEは、留学生の質保証および大学教員を始めとする韓国の大学や企業で雇用される者の質保証という観点から始まったといえる。

2. FCE システムの発展と強化 (KCUE から NRF へ)

2007年に開始されたKCUEによる学位検証代行サービスは、全世界を対象としていたが、2009年から外国については、以下の国々に限るという発表を2008年末に行った。その理由として、国によっては教育機関が現地語以外の言語での意思疎通と学位・学歴の検証要請を拒否することや連絡が不可能であることなどを挙げている(対外協力部2008)。

- ① 英語圏(アメリカ、カナダ、イギリス、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ共和国)
- ② アジア(中国、日本、シンガポール、フィリピン)
- ③ ヨーロッパ(ドイツ、フランス、スイス、スウェーデン、デンマーク、オランダ、スペイン、オーストリア、ベルギー、ノルウェー、フィンランド)
- ④ 中南米各国(ブラジルを除く)

また、上記FCEの対象国・地域であっても、申請者に対して、以下のような注意と理解を促している(対外協力部2008)。

- ① 日本は厳格な個人情報保護法により、本人以外の第三者へ情報を公開しないため、学位・学歴検証が不可能な場合や追加費用がかかることがある。
- ② ヨーロッパの学校制度のうち”Diplom (Diploma)”は教育機関ごとに異なり、韓国の学校制度との比較に多くの時間を要するため、各教育機関が回答した学位の名称をそのまま通知する。
- ③ 一部のヨーロッパの国の私立教育機関は、当該政府からの規制がない。このような場合、私立教育機関の設置認可、認証評価(アクレディテーション)の有無はこれを判断することができない(根拠となる国内法が制定されていないため、判断ができない)。

2011年教科部は、海外学位の検証基準および手続きなどを規定したガイドラインと韓国研究財団(以下、NRFとする)⁵での海外学位照会サービスの提供などを主要内容とする「海外学位検証強化方案」⁶を発表した。この方案は学歴偽造・詐称などの事

⁵ 韓国研究財団は、2009年6月、教育科学技術部の傘下にあった韓国国際科学技術協力財団(KICOS)、韓国科学財団(KOSEF)、韓国学術振興財団(KRF)の3機関が統合して発足した機関。国際協力活動を含むさまざまな研究支援を行っている。英語の名称は、National Research Foundation of Korea。

⁶ 韓国の政策関係文書では、この「方案」という語句(漢字語)がよく使用されるが、意味は日

件が多発したことによってもたらされた外国の学位に対する社会的不信を解消するとともに、大学が学生や教員・研究者の入学や雇用に関する選考をする際に、外国の学位に対する検証能力を強化する（正当な入学資格や採用資格をもった学生や研究者のみを選抜の対象とする）ことを目的としている。本方案の主たる内容は以下の通りである（教科部 2011）。

- ① 高等教育法の適用を受ける教育機関は、学生の入学選考や教員の採用選考において、外国で取得された学位が当該国で認可・認証された適法な教育機関で授与されたものであるか、および当該学位課程を正常に修めて学位を取得したものであるかを検証するべき。
- ② 高等教育機関は、自主的に外国学位の検証基準および手続きを用意・施行すべきであるが、学校種別に共通かつ最小限の適正な手順を踏むように教科部がスタンダードな実務マニュアルやガイドラインを作成し、普及させる。
- ③ 外国で取得された学位の検証を望む高等教育機関に対して、NRFが「外国学位照会サービス」を提供する。具体的には、高等教育機関が学生選考や教員採用などの過程で外国学位の照会が必要な場合、NRFが代行して当該学位を授与した大学から公式な事実関係の確認をとり寄せることにより、各高等教育機関における外国学位の検証を支援する。併せて、高等教育機関における外国学位検証に関する専門性強化のために担当者研修を実施する。
- ④ NRFの外国学位照会サービスは、2011年に英米圏と中国を対象に開始し、2012年にはヨーロッパ圏、2013年までには中南米圏などを含め全世界を対象となるよう、サービスを順次拡大して行く。

前述のKCUEによる学位検証代行サービスが2007年に開始されて以来、NRF、韓国教育学術情報院、民間企業数社がFCEに参入していたが、上記方案により公的団体としてはNRFに一本化し、機能を強化することになった。NRFはもともと、韓国人が外国で取得した博士号の情報⁷、および外国の認可・認証された大学に関する情報を収集してきたという経緯がある。本方案とともに教科部は、外国学位（博士）所持者らの同意を経て、外国の高等教育機関に提出した学位論文に関する情報の提供と論文の全文公開を行うための別方案の準備を進めており、NRFと韓国教育学術情報院が協力して当該情報のデータベース化を行うよう両機関の業務提携を推進することも発表した（教科部 2011）。

さらに、教科部（2011）は上記方案発表の際、参考資料として、2011年3月に118の大学を対象として実施した外国学位の検証に関するアンケート調査の結果も発表した。それによると、①外国学位の検証を実施している大学は、学生の入学選考時で70%、教員の採用選考時で80%に達するが、②外国学位の検証に関する規定を整備している大学は5%に過ぎず、③98%の大学は公的機関による外国学位の検証サービス代行が必要だと回答した。

本の政策文書で使われる「計画」に近い。

⁷ 海外の大学で博士号を取得した韓国国民は、学位を受けて帰国した日から6ヵ月以内に政府に申告するよう法律で定められている。

教科部（2011）としては、「海外学位検証強化方案」による外国学位の検証と手続きに関するガイドライン普及を通じて、それまでに頻発していたような外国学位をめぐる問題（諸外国の学位とその授与制度、および高等教育機関の認可・認証に対する理解不足、ならびに国内の高等教育機関における標準的で適切な外国学位の検証手続きの欠如などによって引き起こされた虚偽学位や学歴詐称に関する諸問題）を未然に防ぎ、公正な社会を成し遂げるのに寄与したいとしている。

3. 最新の動向

2013年4月現在、NRFは海外学位検証代行サービス専用のウェブサイト⁸を開設し、事前登録した教育機関及び公共機関を対象として外国の学位検証サービスを提供している。手数料は1件あたり38,000ウォン⁹で、対象国は11カ国¹⁰となっており（NRF 2013）、KCUE時代に対象国となっていた日本、ヨーロッパ、中南米まではサービスが広がっていない状況にある。また、中国についてはサービス開始当初は対象国となっていたが、中国教育部傘下の機関が外国の高等教育機関等に志願する中国人の学歴・資格認証サービスを提供していることから、2012年1月に対象から外された（NRF 2013）。韓国の大学で学ぶ外国人留学生の主要な出出国である日本、モンゴル、ベトナムがサービスの対象国となっておらず、このことは受け入れる留学生の質の向上を目指す韓国政府にとっては課題と言える。実際に2012年11月、偽造された母国の大学の卒業証明書を提出して韓国の大学院に入学した就労目的とされるモンゴル人の不法滞在が一斉に摘発される事件が発生しており（朝鮮日報 2012b）、海外学位検証サービスの一層の充実、並びにNRFとの連携の下、大学における海外学位検証体制の確立と意識の向上が求められている。

NRFによれば、韓国国内の海外学位取得者増加による相対的なメリットの低下から、外国で博士の学位を取得する韓国人留学生は、1990年半ば以降減少に転じている。それでも、2011年に外国の大学で博士号を取得したものは1,160名に上っており（朝鮮日報 2012a）、NRFが運営する「外国博士学位総合システム」ウェブサイト¹¹の統計情報によると、2013年4月現在で当該システムの外国博士学位申告者数は累積で40,113名に達している。

おわりに

以上のおり、韓国におけるFCEには、急増する外国人材（留学生）の質保証というニーズだけでなく、年間25万人もの韓国人が海外留学をすることを背景とした、帰国する国内人材の質保証に関するニーズも非常に大きいと言える。また、徹底した学歴社会を反映して、学歴や学位にまつわる不正に対し、警察や政府を含めた社会全体が厳しい目を持って臨んでいることもわかる。韓国のFCEに対する取り組みには紆余曲折があり、未だ発展途上の段階にあるが、その経緯は、組織的かつ包括的なFCEへ

⁸ 詳細は次のウェブサイトを参照のこと。 <http://degree.nrf.re.kr/mainMenu.do>

⁹ 38,000ウォン=3,393円（1ウォン=0.09円：2013年5月24日現在）

¹⁰ アイルランド、アメリカ、イギリス、オランダ、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、台湾、ドイツ、ニュージーランド、南アフリカ共和国の11カ国を指す。

¹¹ 詳細は次のウェブサイトを参照のこと。 <http://doctorinfo.nrf.re.kr/FDISapp/index.jsp>

の取り組みが始まっていない日本にとって示唆に富むものである。

* 本稿は、太田浩・芦沢真五・黒田千晴（2013）、「日中韓における成績・学位・資格評価と地域的連携」『アジアの高等教育ガバナンス』勁草書房，pp. 172-199のうち筆者が主として担当した韓国のFCEに関する部分を元に、最新動向を加筆したものである。FCEの世界的な概況、及び日本と中国における取組については、本書を参照されたい（<http://www.keisoshobo.co.jp/book/b107591.html>）。

<参考文献>

- AFP（2008）、「学歴詐称で215人を摘発、韓国」『AFP BB News』（2008年2月10日）
（<http://www.afpbb.com/article/disaster-accidents-crime/crime/2348987/2623900> 2011年11月30日アクセス）。
- 韓国研究財団（2013），『海外学位照会支援システム』，
（<http://degree.nrf.re.kr/mainMenu.do> 2013年4月29日アクセス）。
- 韓国研究財団（2013），『外国博士学位総合システム』，
（<http://doctorinfo.nrf.re.kr/FDTSapp/index.jsp> 2013年4月29日アクセス）。
- 教育科学技術部（2011），『海外学位検証強化方案』韓国教育科学技術部。
- 太田浩（2010），「韓国における留学生政策の発展とその課題」『移民政策研究』2（2），
移民政策学会，pp. 20-38。
- 対外協力部（2008），『海外学位検証 変更事項についてのご案内』韓国大学教育協議会。
- 在外同胞教育課（2008），『Study Korea Project 発展方案』韓国教育科学技術部。
- 朝鮮日報（2012a），「海外への留学7年ぶり減少 景気低迷で＝韓国」『朝鮮日報日本語版』（2012年11月19日）
（http://www.chosunonline.com/svc/auth/index_login.html?contid=2012111900951&code=news 2011年11月25日アクセス）
- 朝鮮日報（2012b），「大学在校生270人のうち260人がモンゴル人！？」『朝鮮日報日本語版』（2012年11月14日）
（http://www.chosunonline.com/svc/auth/index_login.html?contid=2012111401338&code=news 2011年11月18日アクセス）